

事務連絡
令和2年5月28日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス
事業所の対応について（その2）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項第2号の指定が解除された場合の放課後等デイサービス事業所の対応については、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月15日付け事務連絡）などでお示ししてきたところです。このたび、全ての都道府県において緊急事態措置の指定が解除されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関連した放課後等デイサービス事業所の取扱いについて、下記の通りといたしますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

- 緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除された場合においても、分散登校や午前又は午後のみ登校など、様々な形態での登校が行われることが想定される。どのような形態で登校する場合であっても、学校が通常通りの登校に戻るまでの間については、放課後等デイサービス事業所において体制を確保する必要があることから、「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月1日付け事務連絡）のとおり、放課後等デイサービスの報酬単価については、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用するよう取り扱われたい。

また、複数の学校に通う児童を受け入れており、学校が休業中の児童や分散登校となっている児童と、通常通り学校に登校する児童が混在する場合も、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用するよう取り扱われたい。

- 学校休業日単価の取扱いの適用の終了については、放課後等デイサービスの運営に直接影響があることから、地域の全ての学校が通常通りの登校となってから

一定程度（１～２週間）の期間をおいた上で終了することし、終了の日については、あらかじめ市町村において定めること。

また、特別支援学校等の再開により、一度この取扱いを終了した場合においても、再度、新型コロナウイルスの影響で、特別支援学校等が臨時休業となるような状況が生じた場合には、市町村において、適宜学校休業日単価を適用することとしてよいこと。

○ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、放課後等デイサービス事業所において、

- ・ 定員を超過して児童を受け入れた場合や人員基準を満たさない場合でも減算を適用しないこと
- ・ 電話等による代替的な支援であっても事業所に通所して支援をしたときと変わらず報酬の対象とすること

等の柔軟な取扱いを可能としているが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和２年５月２２日文部科学省）によると、地域の感染状況によっては、感染者が発生していない学校であっても臨時休業が行われる場合があること、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について方針が示されていることから、この取扱いは当面、継続することとする。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：０３－５２５３－１１１１（内線３０３７，３１０２）

FAX：０３－３５９１－８９１４

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp